



# 消防団員募集中

## ◎消防団の紹介

大子町消防団は団本部、第1分団から第8分団で構成されており、各地区に配備されています。  
令和5年4月1日現在で404名の消防団員が在籍しています。

第1分団	大子・上岡・山田・浅川・池田地区	第5分団	宮川地区
第2分団	依上地区	第6分団	袋田地区
第3分団	佐原地区	第7分団	生瀬地区
第4分団	黒沢地区	第8分団	頃藤・西金地区

## ◎消防団年間行事

4月上旬から5月下旬	林野火災防止巡回広報	11月	秋季全国火災予防運動
7月	レクリエーション大会	1月	消防出初め式
10月	秋季点検及びポンプ性能検査	3月	春季全国火災予防運動

随時：車両点検・分団（部）訓練・救急講習講習会

輪番：消防ポンプ操法大会出場

## ◎消防団に対する補償、支援及び報酬

### ①消防団員等公務災害補償

公務中に負傷又は死亡した場合に給付されます。療養補償、休業補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などから構成され治療等に要した費用が支給されます。

### ②消防団応援事業

事業に賛同する町内の事業所、店舗などの「消防団応援の店」が消防団員その家族に対して、一定のサービスを提供する応援事業です。消防団応援の店加入数：55店舗  
(R5.7.1現在)

### ③自動車運転免許取得費補助金

消防自動車の運転に必要な準中型免許又はオートマチック限定解除の取得に係る費用に対し、予算の範囲内において補助金が交付されます。※補助対象者に限る

### ④福祉共済制度

公務中、公務外（プライベート）を問わず、負傷又は病気などで死亡、入院及び障害を負った場合などに給付されます。

- (1) 加入者が死亡した場合
- (2) 加入者が事故により負傷若しくは疾病にかかり治ったときに障害の等級第1級から第12級までの状態に該当した場合
- (3) 加入者が事故又は疾病を直接の原因としてその日から180日以内に病院又は診療所に7日以上入院した場合

### ⑤退職報償金制度

消防団員として5年以上勤務して退職した場合、勤務年数や階級に応じて退職報償金が支給されます。消防団員が死亡により退職となった場合は遺族に対して支給されます。

※退職報償金は個人の口座に振り込まれます。

## ⑥消防団災害活動用自動車保険

消防団員が行う消防団災害活動のために、対象自動車を使用中に生じた事故を補償します。

対象車両

- (1) 消防団員等の所有車両（配偶者、父母又は子及び同居の親族等の所有車両も含む）
- (2) 勤務先の社用車
- (3) 友人から借りた車両等

補償内容

- (1) 対人賠償：無制限
- (2) 対物賠償：無制限
- (3) 人身傷害：3,000万円
- (4) 車両保険：200万円



## ⑦消防団員の報酬改正

消防団員の報酬額が変更になりました。（令和5年4月1日から）※報酬は個人の口座に振り込まれます。

(1)基本報酬

(年額)

階級	改正後	改正前	比較
団長	現行どおり	97,000円	
副団長		73,000円	
分団長		55,000円	
副分団長	45,500円	44,000円	1,500円増
部長	40,000円	37,000円	3,000円増
班長	37,000円	24,000円	13,000円増
団員	36,500円	21,000円	15,500円増
機能別団員	現行どおり	10,000円	

(2)出勤に応じて支払われる出勤報酬の新規創設

出場区分	報酬区分	出勤時間	報酬の額
災害・警戒出場	日額	2時間以内	2,000円
		2時間を超え4時間以内	4,000円
		4時間を超える	8,000円
訓練・広報・会議	日額	1日	1,000円

※災害出場や訓練・広報・会議の報酬の他、費用弁償として1日1,000円が支給されます。

## ◎任意の補償及び支援

### ①火災共済

消防団員等を対象とした保険で、火災や落雷による損害の他、風水雪害等による損害にも対応しており出資金は200円で、契約口数は5種類から選べ、1年契約となっています。

### ②消防個人年金

満15歳以上、満60歳未満の消防団員が加入できる個人年金制度です。予定利率1.25%で月払、半年払、月払・半年払併用払から選択することができる公的年金の補完ができる制度です。

私たちと、  
地域の安心・安全を守りましょう。

問い合わせ 大子町消防本部消防課

TEL0295-72-0119 FAX0295-72-5443